

自然観察会ハンドブック

平成24年5月27日

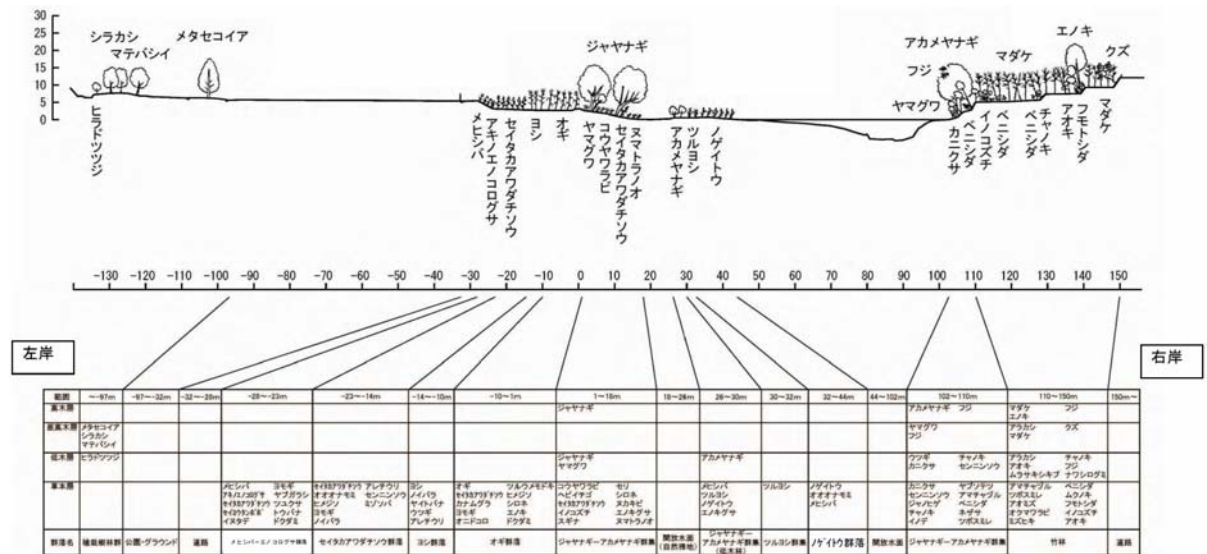
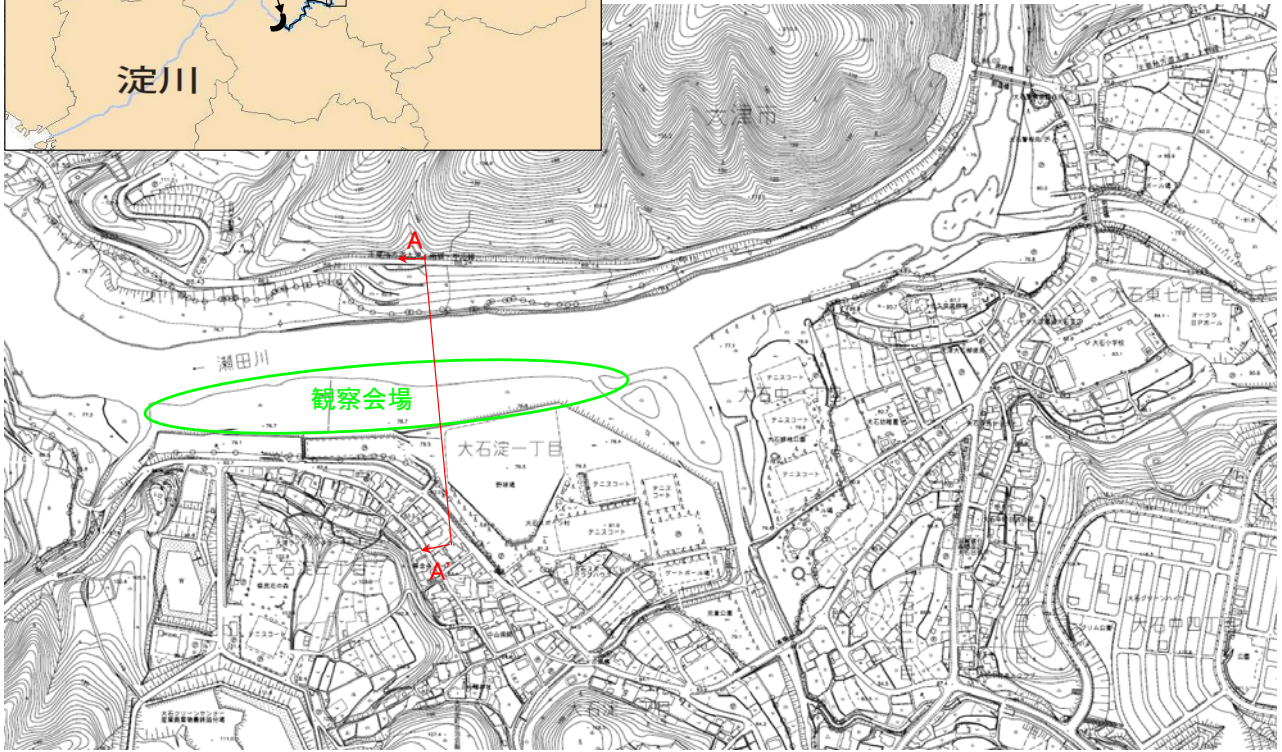
淀川ダム統合管理事務所

掲載している写真は、
5月11日に現地調査を行った際に確認した
植物を掲載しています。

※ただし、アレチウリ生育状況は除く。

* 印の写真は、滋賀県自然環境研究会、日本自然保護協会(NACS-J)自然観察指導員 森 小夜子氏からご提供いただきました。
著作権等は森氏が所有されています。

* * 植物等の解説は、環境省ホームページから引用しました。
* * * 植物の解説は、滋賀県レッドデータブックから引用しました。



大石地区植生横断面図(A-A'断面)





ヤブジラミ(在来種)



スイバ(在来種)



*
葉元がとがっているのが特徴

ノニガナ(在来種)

滋賀県レッドデータブックの希少種
田畑の雑草として扱われてきた植物が、気がつくとその数が激減していたというような種である。(***)



ノニガナとよく似ているが、葉元のとがりが無い。

ニガナ(在来種)



葉の数が3枚

ヘビイチゴ(在来種)



葉の数が5枚

オヘビイチゴ(在来種)





オオカワヂシャ
(特定外来生
物)と比べると、
小さく清楚な花。

カワヂシャ(在来種) *

環境省レッドリストの準絶滅危惧種



ツボスミレ(在来種) *



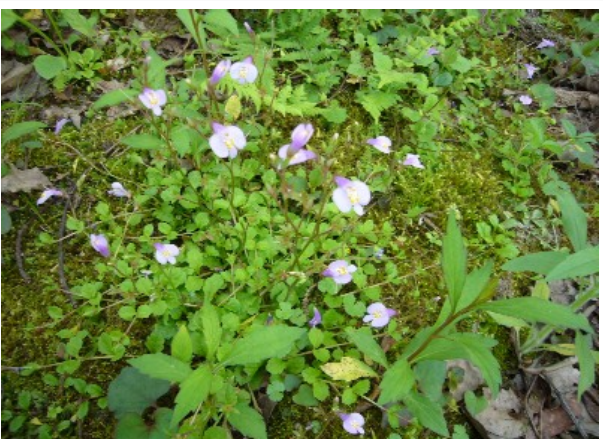
ツルヨシ(在来種)

蔓状に伸びる『蔓葎』



ヤナギタテ(在来種)

お刺身のつまとしても食べられるが、辛い。



ムラサキサギゴケ(在来種)



ヤブマオ(在来種)



セキショウ(在来種)



ホソイ(在来種)
長いものは、畳表として使われる。



キツネアザミ(在来種)



ヌマトラノオ(在来種)



ヤブタビラコ(在来種)





タンポポ(在来種)



ケイツネボタン(在来種)



オギ(在来種)



※ 参考写真

カヤネズミ(在来種)

滋賀県レッドデータブックの希少種

日本で一番小さなネズミで、5～11月頃、繁殖のために、オギ、チガヤ、ススキ、ヨシなどの高茎草本の葉を編んで、地上巣を作り中で繁殖するという特異な習性を持っている。(***)



オオフサモ(特定外来生物)

南アメリカ原産。耐寒性があり、湖沼、河川、池、水路、一部の休耕田に生育する。浅水中に群生する。開花期は6月頃。雌雄異株。日本では雌株のみで、種子生産は確認されていない。栄養繁殖が旺盛で地下茎で繁殖する。(**)



オオカワヂシャ(特定外来生物)

ヨーロッパ〜アジア北部が原産。近縁の在来種カワヂシャは、準絶滅危惧種に指定されている。オオカワヂシャはカワヂシャと交雑して雑種ホナガワヂシャを形成し、その雑種は発芽能力のある種子を生産することが、野外観察及び人為交配実験から確認されており、在来種の遺伝的攪乱が生じている。(**)



アレチウリ(特定外来生物)

北アメリカ原産。アメリカやカナダからの輸入大豆に種子が混入し、豆腐屋を中心に拡大したといわれるが、近年では全国の飼料畑や河川敷で多くみられる。ウリ科の一年生草本で、生育速度が非常に速いつる性植物で、長さ数〜十数mになる。群生することが多い。果実に鋭い棘を密生する。(**)

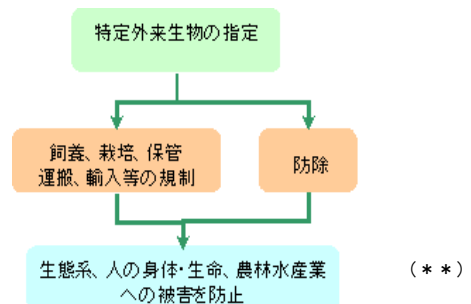


アレチウリ生育状況(特定外来生物)

特定外来生物とは

外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。

特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれます。



(**)



在来と外来の見分け方
花の外側の緑部分が上
向きが在来。下向きが外
来。

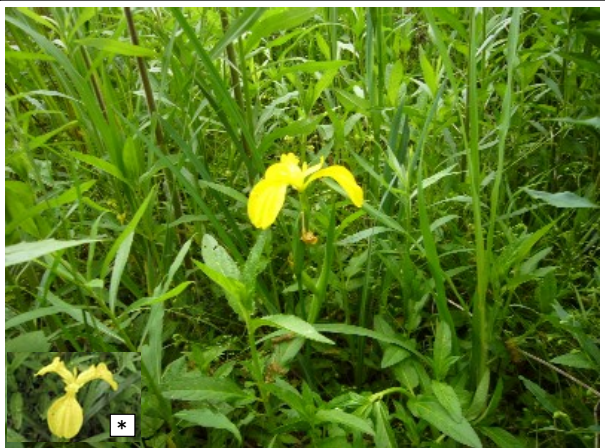
外来タンポポ(要注意外来生物)

ヨーロッパ原産。食用、飼料、緑化材として導入されるとともに、非意図的移入(輸入物資や牧草に混入)もあるとされる。(**)



オランダガラシ(要注意外来生物)

ヨーロッパ原産。1870~71年頃に、食用、薬用として導入された。全国にみられる。(**) 別名 クレソン



キシノウブ(要注意外来生物)

ヨーロッパ~西アジア原産。1896年頃に観賞用として導入された。現在では全国にみられる。(**) *



イタチハギ(要注意外来生物)

北アメリカ南部からメキシコ原産。1912年に導入されたといわれるが、本格的な導入は1940年代以降である。砂防、護岸、防風、緑化、生垣、飼料、観賞用として韓国等から導入され、全国に分布している。(**) *



*2012/5/27 撮影

セイトカアワダチソウ(要注意外来生物)

北アメリカ原産。観賞用、蜜源植物として明治30年頃に導入されたといわれるが、急に多くなったのは1940年代以降で、現在では雑草化し全国でみられる。(**) *

要注意外来生物とは

外来生物法の規制対象となる特定外来生物や未判定外来生物とは異なり、外来生物法に基づく飼養等の規制が課されるものではありませんが、これらの外来生物が生態系に悪影響を及ぼしうることから、利用に関わる個人や事業者等に対し、適切な取扱いについて理解と協力をお願いするものです。

(**)



ブタナ(外来種)



ナガミヒナゲシ(外来種)

丸いケシの実に比べて実が長いことから長い実のヒナゲシと呼ばれます。

外来種の被害予防の原則－予防3原則－

入れない!

家で育てている花や違う場所で見つけた魚。他の河岸や河川に植えたり放流したりしないでください!

なぜなら



美しい、珍しいからと別の場所に移動させると、外来種は知らぬ間に繁殖し、予想もしない問題を引き起こすかもしれません。

捨てない!

増えすぎた水草・飼えなくなったペット。めんどうだからと河川や湖・空き地に捨てないでください!

なぜなら



お店で売っている水草は、ほとんどが外来種です。ペットとして販売されている動物も、珍しい物は輸入されてきた動物かもしれません。捨てた時は少量でも、あっという間に繁茂し、生態系を変えてしまう恐れがあります。

広げない!

天ヶ瀬ダムに生育している動植物を他の場所に持っていかないでください!

なぜなら



きれいだから・珍しいからという理由で天ヶ瀬ダムに持ち込まないのと同じように、他の場所に持ち出さない事も大切です。野外に存在する動植物は、むやみに移し替えないことが鉄則です!